

なんでも結構ですからお願いします。

2, クラブに関するいい写真がございましたら下郡山会員・市川会員まで。

◎新入会員紹介

氏名 山 矢 信 推薦者 成田 勇司会員  
やま や しん

住所 函館市弁天町13-15 TEL (0138) 22-1500

生年月日 昭和8年10月31日

勤務先及び職名 函館特殊塗装(株)専務取締役  
(株)山矢商会 代表取締役

勤務先住所 上磯郡上磯町字七重浜27 TEL 49-0612  
函館市弁天町13-15 TEL 23-7208

学歴 京都大学工学部中退

趣味 スポーツ・読書

結婚記念日 昭和35年10月8日

ご家族 奥様/芳子 昭和9年7月16日(函西高卒)  
長男/卓 昭和36年7月16日(弥生小6年)・次男/圭 昭和41年2月  
28日(弥生小2年)



◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
48. 11. 28	55名	39名	17名		
48. 11. 21	55名	40名	15名	11名	90.91%
在函クラブ	(11/13) 函館東R.C. 97.96%	(11/15) 函館R.C. 95.08%	(11/16) 函館五稜郭R.C. 100%		

★第475回例会欠席者

飯田・岩塚・杉本・小村・関本・下郡山・川筋・野村・平野・小笠原・成沢・佐々木・  
沢村・駒井・山内(文)・渡部・石橋 (17名敬称略)

次回例会日 12月12日

プログラム 「合唱談義」 弘前相互銀行函館支店長  
石見 普二男氏

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

事務所  
函館市大手町5-10  
日魯ビル 3階  
☎ (0138) 23-3870



例会場 函館市大手町5-10  
国際ホテル ☎ (0138) 23-8751

例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

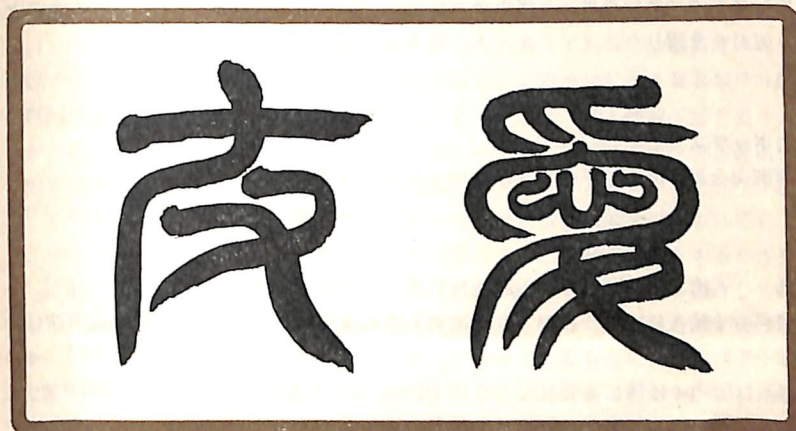
1973. 12. 5

第477回例会

1972~1973 第23号

「A Time for Action」今こそ行動のとき

(William C. Carter R.I. 会長指針)



友愛 戸崎孝二会員

本日のプログラム

「合唱談義」 弘前相互銀行函館支店長 石見 普二男氏

第476回例会記録

- ◎司 会 駒井 幸一 会長
- ◎斉 唱 国歌君が代・奉仕の理想
- ◎ビクター 手 稲R.C. 若林 二郎君(建材販売)
- 小 樽 南R.C. 小松 清君(シニア)
- 七 飯R.C. 金子栄太郎君
- 函 館R.C. 池田 祐吉君 他6名
- 函 館 東R.C. 加野井正三君 他2名
- 函館五稜郭R.C. 小川 享君 他2名



## ◎定例理事会（12/15）審議事項

1. 山内一夫会員の職業分類を実状に合せて「造船一本船」より105番「造船一鋼船」に変更したい。
2. 新しく加入を希望する人のためにバー・キャバレーの職業分類をオープンするかどうか審議されたか、大分類一観光及び遊覧、小分類一観光サービスを適用することで結論を得た。
3. クリスマス家族会を本年は中止し各会員¥3,000以上の寄附金をもって、これを社会奉仕のために使用すること再確認した。
4. 世界社会奉仕活動は従来通り拠出金¥1,000全額とし、活動単位は地区単位とすると云う方針を確認した。（アンケートに答えるため）

## ◎ニコニコボックス

成田・深瀬両会員～用事で早退せざるを得ないと云うことで

## ◎卓 話 「人権週間に因んで」函館地裁判事 逢坂 芳雄氏

刑事裁判の手續きについてのべてみたい考えておりましたが、特に刑事交通事件に内容をしぼってお話をしようと思います。

交通事故は道内では特に多発しており、全国一と云う不名誉な事態になっております。交通事故は刑法上は業務上過失傷害又は業務上過失致死と云う罪名で上って来ますが、我々は業過事件と申しておりますが、これが大多数を占めている分けです。

刑法では特に専門の業務についている人には高い注意力が要求されております。業務上過失致死又は傷害事件は交通事故に限られているのではなく、例えば昨日の新聞にも報道されていた通り医師の看護の場合にも適用される分けです。「業務上注意を怠ってよって人に危害を及ぼす行為を業務上過失致死又は傷害と刑法に規定されており、刑罰は最高5年以下の懲役、20万円以下の罰金と定められています。刑法上の業務とは一般の場合と意味が異なり、継続的に危険性のある仕事を行なうことと云えます。無免許運転の場合も反復継続してなされる場合はこの規定に該当するものであり、たとえ一回の運転であっても将来反復継続の意志があると認められればこれは業務上と云うことになり、無免許だから業務の規定外と云うことにはならない訳です。業務に当らない場合の事故は普通の過失事故と云うことであり、これは今日の問題外でありますので除きます。必要な注意を怠ったと云う事、つまり「過失」について簡単にのべてみます。

注意義務は運転を開始する時と継続する時に分れます。運転を開始してはならない場合とは無免許の外に欠格者つまり酒酔している場合や病気の場合がこれに当る訳です。又、車の側から見ると整備不良車は運転を開始してはならない訳です。運転継続中の注

意義義務は法規に規定されている通りですが、規定のない場合でも、例えば運転者は当然前方を注視する義務がある分けですが、これを怠って事故を起こした場合は注意義務違反になります。この過失による事故が多数出ております。北海道では雪をフロントガラスにつけたままで運転している車を良く見かけますが、前方が良く見えないで事故を起すとやはり注意義務違反に問われます。交通事故の刑罰は一般の場合と異なり、過失犯であり、やろうと思って犯した故意犯と大きく異なる。過失犯は原則的には禁錮刑であり、刑務所内では労働をしなくても良い。しかし希望して作業に従事する者が多い。但し懲役犯と異なり作業の内容も楽である。他に面会の場合は大きく異なり面会者をつい立話して直接面会することが許されております。法規上交通事故の場合でも禁錮刑に出来ない場がいくつかあります。それはひき逃げの場合、及び過失が悪質で故意に近い場合一酒酔運転で人を死に至らしめた場合等は懲役刑になる。交通事故による業過事件は類形的・多発的で普通の事件とは著しく異った形態をとっており、車を運転すると云う共通の行為から生ずる全く類形的な事犯三形成しております。刑量の決定の仕方を説明しますと、先ず過失の大小、起った事故の大小、示談がなされているかどうかと云う3点から主として刑が決められますが、特に示談がなされて被害者より嘆願が出されていると云うことが一つの決め手と見られます。その他に被告人がどのような前科があるかが見られます。反則行為により反則金を支払った場合は前科にはならないが法を遵守しているかどうかを判断するポイントになりますので、反則行為もしない様にした方が良いかと存じます。刑を決定する場合に実刑にするか執行猶予にするか判断に苦しいのですが、個人的な家庭事情等をも考慮すればいろいろむずかしい問題がある訳です。

類形的な事件であり、誰彼の区別なく発生する可能性のある事犯であるが故に刑も個人的な考慮を払うことなく決めればよいのですが、仲々そうも云えない問題があり、地方により又、担当判事により多少の差異が生ずるのは致し方ないと思います。

業務上過失致死に道路交通法違反が加った場合は実刑の場合が多く、その他の場合は執行猶予になる場合が多い。このケースで全国的な統計をみると実刑率40%位となっており、事故の多発をくい止めると云う点からも刑はだんだん厳格になって来ております。事故の内容を検討しますと運転者ももっと注意すれば未然に防げた場合が多く、道路事情の不備、車の増加と云う点を考慮しても尚運転者の注意が足りないかと判断されます。十分注意して悲惨な交通事故を起さない様お願い致したいと思います。

★ロータリーは人間の質を向上させる 豪州 カーデッフR.C.  
生命保険会社重役 スチーブ・コリアー

若いカソリックの牧師で、ローターアクト・クラブのチャーター・メンバーに、ローターアクトのどこに魅かれたかと聞いたところ、「人間はみな善い事をしたいという願望を生まれながらに心の内奥に持っている。ローターアクトによるグループ活動はこの欲



求を満たす手段を提供するものであり、立派なクラブを造れば、地元の若い人々のこの種の欲求の排け口となるだろうと思って、入会した」と答えた。この答えは一つの非常に重要な事実を浮きぼりしていると思う。重要な事実を人間が生まれながらのロータリアンであるかどうかという事より、人間のもつ潜在的な資質が充分引き出されるかどうかという事であると思う。したがって「ロータリーは人間を変えるか」という質問は興味深い、むしろ「ロータリーは人間を成長させるか」というふうに質問を置き換えたほうが適切ではないか。

ロータリアンと言っても、ただ単にロータリークラブの会員であることを意味するものではないことは無論である。ロータリーの理想と根本方針を受け入れ、それに則って努力する人は、必然的に自分自身が向上するはずである。

確かに、ロータリーは人を変えることができる。人間のもつ潜在的な素質を發展させるために必要な機会と刺激を与え、援助すれば、ロータリーは会員の人生の質を向上させることができるのである。

★誕生祝 小村会員・佐々木会員・杉本会員

★結婚祝 新・外山・大井・高杉・岩塚・山内(一)各会員

◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
48. 12. 5	56名	41名	15名		
在函クラブ	(11/20) 函館東R.C. 98.98%	(11/22) 函館R.C. 98.41%	(11/23) 函館五稜郭R.C. 100%		

★第476回例会欠席者

青柳・大嶋・飯田・岩塚・森(正)・杉本・川筋・下郡山・椎谷・関本・小笠原・柴田・佐藤・山矢・山内(文) (15名敬称略)

次回例会日 12月19日

プログラム「社会福祉」 函館市役所 太田社会課々長

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

事務所  
函館市大手町5-10  
日魯ビル 3階  
☎ (0138) 23-3870



例会場 函館市大手町5-10  
国際ホテル ☎ (0138) 23-8751

例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1973. 12. 12

第478回例会

1972~1973 第24号

「A Time for Action」今こそ行動のとき

(William C. Carter R.I. 会長指針)

友愛

友愛 戸崎孝二会員

本日のプログラム

「社会福祉」 函館市役所 太田社会課々長

第477回例会記録

- ◎司 会 駒井 幸一会長
- ◎ゲスト 石見 善二男君 函館東R.C.
- ◎ビジター 豊 橋R.C. 福井 恒雄君
- 小 樽 南R.C. 小松 清君 他1名
- 函 館R.C. 棟方 忠君 他8名
- 函 館 東R.C. 山中 一君 他3名
- 函館五稜郭R.C. 松浦 百秋君
- 亀 田R.C. 加藤 晃朗君
- ◎斉 唱 我等の生業